

会 費

会 費 区 分	会 費
一 般	500円
中学生以下	300円
70 歳 以上	300円
生活保護者	200円
準要保護者が扶養している18歳未満の子	200円
障害者（身体障害者手帳・療育手帳および精神障害者保健福祉手帳）のうち、いずれかの保有者（18歳以上・70歳未満の者）	300円
18歳未満・70歳以上の障害者	200円
遺児手当受給者（70歳未満の者）	300円
遺児手当受給対象遺児（義務教育終了前の者これに準ずる者を除く）	300円

※年齢は4月1日現在です



事故にあったら必ず警察へ

自損事故の場合も必ず警察に届け出てください。自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書がないと見舞金の請求ができない場合があります。

「1日1円」共済でおなじみの交通災害共済。開始当初から360円の会費で交通安全の啓発に役立ってきましたが、昭和54年4月の改正から据え置きとなっている見舞金を増額するとともに会費も平成9年度から改正します。

たとえば、治療日数180日以上の場合、現行の12万円から25万円に、治療日数7日未満の場合、5千円から1万5千円になります。会費についても一般360円から500円に、中学生以下240円から300円に、70歳以上360円から300円になります。

見舞金額

等 級	傷害の程度	旧金額	新金額
1等級	死 亡	1,000,000円	1,000,000円
2等級	治療日数180以上の傷害	120,000円	250,000円
3等級	治療日数150以上の傷害	85,000円	180,000円
4等級	治療日数120以上の傷害	70,000円	100,000円
5等級	治療日数90以上の傷害	60,000円	80,000円
6等級	治療日数60以上の傷害	35,000円	50,000円
7等級	治療日数30以上の傷害	25,000円	40,000円
8等級	治療日数7以上の傷害	10,000円	25,000円
9等級	治療日数7日未満の傷害	5,000円	15,000円

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」に定める1級、2級および3級に該当する障害者となった場合は、見舞金の額に1級および2級にあっては40万円、3級にあっては20万円をそれぞれ加算します。

※この表において、「治療日数」とは、交通事故の日から6月以内に、入院、通院または往診により医師、歯科医師もしくは柔道整復師等の治療を受けた日数（入院により治療を受けたときは、当該入院の日数に1.5を乗じて得た日数）の合計日数を言います

- 加入できる人
市内に住んでいて、住民届をしている人（住民基本台帳に記載）または、外国人登録をしている人
- 共済期間
平成9年4月1日から平成10年3月31日までの1年間
- 会費（年間）
上の表の通りです。
- 見舞金額
上の表の通りです。
- 対象となる事故
自動車、バイク、自転車などによる人身事故および鉄道用の車両（乗車中の場合を除く）による踏切における人身事故。ただし、日本国内の事故に限ります。
- 見舞金が支給されない場合
無免許運転、飲酒運転、スピード違反で事故を起こし、死傷したとき。
- 見舞金の請求手続
事故が起きた日から1年以内に次の書類を添えて、市役所交通防犯課（新館2階）へご請求ください。
- ① 会員証
- ② 交通事故証明書
- ③ 医師の診断書
- ④ 戸籍謄本（死亡の場合）
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 運転免許証（本人が運転していたとき）
- ⑦ 見舞金を振込するため、請求者の預金通帳（郵便局以外）